

## 佐賀県告示第 49 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 26 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和 7 年 3 月 11 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 解除に係る保安林の所在場所

唐津市浜玉町浜崎字三本松 1669 番 55、1731 番 3、1731 番 14、1731 番 15

2 保安林として指定された目的

防風及び潮害防備

3 解除の理由

指定理由の消滅